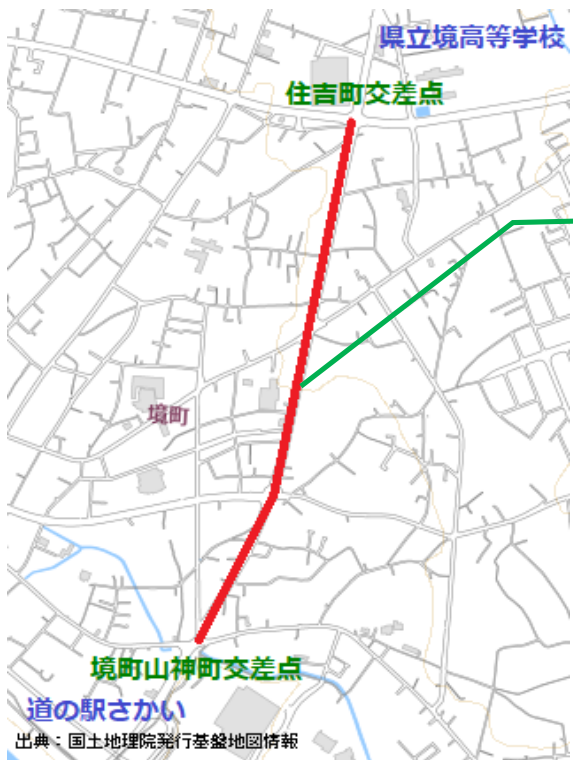


自転車指導啓発重点路線(境警察署)

県道結城野田線 住吉町交差点～境町山神町交差点



> 選定理由

- ・昨年境町地内で発生した自転車事故は、全て県道結城野田線上で発生しています。
- ・重点路線付近には、商業施設や学校があり、学生や地域住民の方の自転車利用が多い地域です。
- ・**歩道通行や道路の右側を通行する自転車、携帯電話等を使用しながらの走行、自転車同士の並走などの違反が多く見られ、過去にも、道路線上において交通事故が発生しています。**

- ・当署管内で発生した自転車の事故の6割以上が、午前10時から午後0時までの間、午後4時以降の夕暮れ時に発生しています。
- ・通勤通学時間や帰宅時間は1日のなかで交通量が多くなる時間帯です。特に夕暮れ以降は、自分の存在を周囲に知らせ、交通事故を減少させるために、反射材を身につけ、早目にライトを点灯させましょう。
- ・事故は交差点で多く発生しています。信号や一時停止の標識を守り、安全確認をしっかり行いましょう。

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう ★

1 自転車は車道が原則、歩道は例外!

自転車は道路交通法上、軽車両に分類され、車と同等の法律が適用されます。歩道と車両の区別があるところは車道通行が原則です。児童や幼児(13歳未満の子供)、70歳以上の高齢者、車道又は交通の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められる時などは、歩道を通行することができますが、歩道は歩行者優先です。車道寄りやすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をするか自転車から降りて押して歩くなど、歩行者を守る運転をしましょう。

2 早めのライト点灯、反射材の装着!

反射材を身につけることで、相手から気がついてもらいやすくなります。自分の身を守るためにもライトや反射材を積極的に活用しましょう。

令和8年4月1日から 自転車の交通違反に青切符

青切符(反則通告制度)とは、軽微な交通違反をしたとき、「反則金」を納めれば刑事手続に移行しないで事件が終結される制度です。一方、飲酒運転やおおり運転などの重大な違反については、これまでどおり赤切符(刑事手続に移行)が適用されます。

青切符

交付の対象となる違反の一例

携帯電話使用等(保持)

ながらスマホ
(通話・画像注視)

反則金
12,000円

遮断踏切立入り

警報器が鳴っている間
遮断機が
開しようとしているとき

反則金
7,000円

自転車制動装置不良

ブレーキなし
ブレーキ故障
(前輪又は後輪でも)

反則金
5,000円



取締りの基本的な考え方

自転車の違反者に対して、**基本的には現場で指導警告**を行います。その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、**危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であった場合、指導警告に従わない場合などは青切符交付の対象**となります。

詳しくはこちらをチェック!



県警ホームページ
自転車のルールブック